⑻　手続きにおける交渉の有無　無。
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　配置予定技術者のヒアリングを行う。場所・日時等の必要事項は別途通知する。
⑿　必要に応じて申請書のヒアリングを行う。
⒀　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
⒁　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により競争参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。
⒃　評価の担保
１）技術提案等について　受注者の責めにより、「覆工コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」の入札時の技術提案及び技術提案に係わる具体的な施工計画を遵守できなかった場合は履行できなかった提案項目を「否」とした上で、技術提案全体（具体的な施工計画を含む）の再評価を行い当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（詳細は入札説明書による）を違約金として徴収するとともに、工事成績評定点の減点を行うものとする。工事成績評定点の減点は、遵守できなかった評価項目毎に「当初契約時の加算点」と「不履行となった提案項目を「否」とした上で、技術提案書の再評価を行い、決定した加算点」との差分を減点する。
ただし、違約金は、当初契約額の10％を限度、工事成績評定点の減点は最大10点を限度とし、特に悪質な場合は、最大20点を限度に減点するものとする。また、低入札価格調査制度調査対象工事については、評価項目毎に「満点」に相当する点を減点する。
⒄　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。
詳細は特記仕様書等による。
⒅　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒆　工事費内訳書の提出
①　本工事の入札参加者は、第１回の入札書提出時に以下の内容で作成した工事費内訳書ファイル（表計算ソフト（Excel 2000等）で作成。）を添付し、同時送信すること。
なお、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
②　工事費内訳書は、発注者名、商号又は名称、住所及び工事名を記載し、入札価格に対応した工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したものとする。なお、少なくとも数量総括表に掲げる項目は全て記載すること。
入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
注）電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要である。なお、紙入札方式による場合は、押印すること。
⒇　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。
㉑　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
㉒　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoru Kurita Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of tottorinishi-road kedakaaoya tunnel 2nd
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 22 October 2013
⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 5 : 00 P.M. 11 November 2013
⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 1 : 30 P.M. 7 February 2014 (tenders brung with 1 : 30 P.M. 7 February 2014 or submitted by mail-1 : 30 P.M. 7 February 2014)
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成 25 年９月 10 日
支出負担行為担当官及び契約担当官
関東地方整備局長　深澤　淳志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　総務省第二庁舎耐震改修外⒀設計業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、東京都新宿区若松町19―１にある総務省第二庁舎及び外２施設の耐震改修に係る建築、建築設備の基本・実施設計及び積算業務、外１施設の建替えに係る建築、建築設備の基本・実施設計及び積算業務、並びに外２施設の建築非構造部材・建築設備の耐震診断業務等を行うものである。
本業務は、提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑷　履行期限　平成26年５月30日
※履行期限については、耐震改修構法の検討結果等により追加業務が発生する場合、必要に応じて延期する可能性がある。
２　参加資格
基本的要件
⑴　単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
③　関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。